

**令和5年度**

**第21期第20回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和5年12月4日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年12月4日(月) 午前10時00分から11時32分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 三重県内の漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について
- 2 議案2 三重県内の漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う遊漁規則について
- 3 議案3 奈内共第29号及び奈内共第30号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について
- 4 議案4 奈内共第29号及び奈内共第30号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う遊漁規則について
- 5 協議事項1 第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量の事前協議について
- 6 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について
- 7 報告事項2 第19回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の結果について
- 8 報告事項3 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について
- 9 その他
  - (1) うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱要領について
  - (2) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外昇 井上亜貴  
加治佐隆光 三輪理 河村功一 金岩稔

(※斜体字：Web出席)

#### 欠席委員

中本恵二 笠見和彦

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

係長 程川和宏  
主任 中瀬 優  
技師 田代真帆

傍聴者 1名

計15名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 20 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席が 2 名中本委員、笠見委員、Web での出席（河村委員、三輪委員、金岩委員）3 名を含め出席委員 8 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、垣外委員、河村委員にお願いします。

それでは議案 1 「三重県内の漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 5 年 11 月 15 日付け、農林水第 24-4212 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第 70 条及び同法第 171 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

1 - 2 ページをご覧ください。免許申請者一覧です。各申請者から提出のあった書類を確認して、免許することに問題がないかを判断するものとして取りまとめています。

1 - 5 ページの漁業法の抜粋をご覧ください。漁業法第 69 条に基づき、申請があり、同法第 70 条に基づいて、諮問させていただいております。同法第 70 条に関しては「海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とありますが同法第 171 条において、内水面漁場管理委員会に関する規定があり、貴委員会に諮問させていただいております。

4 つ目が今回審査していただく事項になります。免許をしない場合、同法第 71 条に免許しない場合が規定されています。この各号に該当していないか確認することになります。

それぞれの内容としては、同条第 1 項第 1 号、申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。第 2 号、海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。第 3 号、その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。第 4 号、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。とあります。

その第 1 号にある次条に規定する適格性とは、同法第 72 条に規定されています。

内水面の共同漁業権として免許申請をいただいております、団体である漁協に免許するため、同法第 72 条第 2 項第 2 号の団体漁業権に該当します。

1－6 ページをご覧ください。団体漁業権の適格性についての表です。河川において、免許予定の河川の関係がある地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動植物の採捕をする者の属する世帯数が分母になります。そのうち申請された組合に属されている方が全体の2/3以上であることが適格性の要件となっています。このような内容を判断させていただいて、問題がなければ同法第73条に基づき、知事は免許をしなければならないことになっています。

併せて、内水面における第五種共同漁業権の免許の特徴として、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならないと規定されています。こちらは委員会で目標増殖量の算定を行っていただいていますので、委員の皆さんはご存じかと思いますが、このような条件を基に審査、判断することになります。

免許件数については、公示した漁場計画が17件で申請が17件、すべて団体漁業権として、漁協から申請をいただいている状況です。

1－2 ページの一覧表をご覧ください。漁業権に関する事項の漁業の種類は、第五種共同漁業権で内水面における共同漁業権ということで、すべて団体漁業権として申請いただくことになります。その適格性を判断するために各漁協に調書の提出を求め、その内容を表の適格性の欄に転記しています。左欄が右欄の2/3以上あれば適格性があると判断しています。地区内で水産動植物の採捕をされる方が組合員ばかりとお話をいただいていますので、適格性があると判断されました。

同法第71条第1項第2号の申請内容が公示されている漁場計画の内容と相違ないかについては、免許申請書には事業計画を付けていただいております。そのなかで対象魚種や増殖計画を確認させていただいています。そのなかで漁場計画を逸脱するような魚種がないか等の確認をもって、要件を満たしていることを判断しています。

続いて同法第71条第1項第3号については、関係地区の重複がないこと等を確認させていただいています。同じ共同漁業権を申請されるなかで、特定の組合が河川を集中して使っていることはないかと判断しています。また、それぞれ単独申請されていますが共有の要望があるにも関わらず独占しているような状況はありませんでした。

最後に同法第71条第1項第4号について、各河川においてダムや森林等の土地所有者がいる場合は、それぞれの管理者からの同意書を確認しています。

併せて、同法第168条の増殖に関する要件について、すべての免許が類似漁業権で従前から目標増殖量に基づく増殖を行ってきていただいている漁協です。そのなかで、委員会からの指示等は発出されていないことと、申請書のなかの事業計画により目標増殖量に基づく増殖の意思があることを確認させていただいていますので、こちらに関しても適格性があると判断させていただいています。

以上を持ちまして、1－2 ページから1－4 ページまでの各組合からの免許申請の内容は、すべて適正であると判断しています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ご意見がないようでしたら、議案1につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、異議のない旨答申いたします。

続きまして、議案2「三重県内の漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う遊漁規則について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和5年11月15日付け、農林水第24-4215号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

2-2ページをご覧ください。各漁業権における遊漁規則について、全申請者から提出がありました。漁業法第170条第2項に遊漁規則に記載すべき事項が示されています。委員会でご審議いただきたい内容は、遊漁規則の認可の要件として同法第170条第5項に記載されています。一つは遊漁を不当に制限するものではないこと。もう一つは、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。になっています。

2-3ページをご覧ください。各組合の行使規則で定められている組合員が行使できる魚種、漁法を左側、遊漁者が行使できる魚種、漁法を右側に記載しています。右端に行使規則と遊漁規則に制限に違いがないか、遊漁料の額が妥当であるかどうかについて、チェックをさせていただきました。遊漁規則と行使規則の制限に違いがないかを判断させてい

ただくなかで、例えば行使規則で、やなや柴せぎなど河川を独占的に許可を取って行うようなものに関しては、組合員のなかでもできる方の制限があったりします。その他の漁法のなかでも何年目以上の組合員しかこの網などをやってはいけないというルールが定められている場合、組合員全員ができるわけではなく、一定の制限がある。というなかで遊漁者に対して一定の制限があったとしても、これは不当な制限には当たらないことになっていきますので、そのようにして「○」、「×」を付けています。

ただし、2か所無条件に「○」を付け難いかなというところがありましたので紹介させていただきます。

第8号の櫛田川第一漁協からの申請内容ですが、あゆの産卵期、遊漁者のみに一定の水域での禁漁を求めている。川の下流のところで産卵親魚が集まってくるので、そこに入らないでくださいと規定しているものでした。こちらの漁協では、汲上放流を主力として増殖を行っているなかで、組合員もそれをわかった上で、一定制限をしていて全員入らないように、獲り過ぎないように気を付けて、漁業をされているとのことでしたので、明文化はされていないなかでも、一定の制限が設けられていることを伺いましたので、こちらは免許上では問題ないと判断させていただいています。

もうひとつ、第9号の櫛田川河川漁協に「△」を付けています。あゆの友釣り専用区を設定しているのですが、その漁期が組合員の方が、遊漁者よりも半日だけ長く利用できることになっています。元々友釣り専用区として遊漁者、組合員どちらにも制限がかかっており、漁業そのものができなくなるわけではないこと等も勘案して、遊漁を不当に制限するものではないと判断させていただきたいと思います。△を書いています。免許上では問題ないと判断させていただいています。

ひとつ訂正をお願いいたします。第7号の長瀬太郎生川の期間に「ー」を引いていますが、期間の記載がありますので「○」に訂正をお願いします。

続きまして、遊漁料の額の妥当性について、2-5ページから2-6ページの遊漁料比較表で判断させていただいています。近隣漁場と比べて、著しく金額が高くないかというところを確認させていただいています。赤字は今回の漁業権の切替えにおいて、変更があった箇所になります。その部分も含めて、額の妥当性を判断するために、各組合の5年分の総会資料や業務報告書等から、増殖費用と組合員の負担額、遊漁者が負担する額、これらの状況がわかる場所を確認させていただいたものです。

費用負担割合が、著しく遊漁者の方が高くなっていないかを確認させていただいています。遊漁者の負担割合に関して、組合員に比べて概ね1.0倍以下であることが確認できています。そのため2-3ページと2-4ページの表の遊漁料の額の妥当性について、「○」とさせていただいています。組合員に値上げや値下げがあった場合でも、遊漁者の負担割合が大幅に変わるところはありませんでした。

第8号の櫛田川第一漁協も、うなぎ漁業が追加されたので、新たな遊漁料の設定がございます。2-6ページの上から二段目、これに関しては近隣のうなぎ漁場である宮川、宮川上流、大内山川の各漁協とのうなぎの年券の額、日券の額等を比較して、著しく高いわけではなく、組合員ひとりあたりの年間増殖費用の負担額が、こちらの漁協では約16,000円で計算されていますので、年券5,000円の遊漁料というのは不当に高いものではないと判断させていただいています。

以上、申請された遊漁規則の内容につきまして、適正であると判断しました。このことについて、ご意見賜ればと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○浅尾会長

ただいまの説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○三輪委員

遊漁料比較表の赤字の申請状況反映部分ですが、第1号の桑員河川のところで1,500円から2,000円になっている。これは1,500円から2,000円に値上げされているということですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい、そうです。

○三輪委員

その次のページのところで、例えば宮川上流漁協で、2,000円が1,600円や17,000円が16,000円になっていますが、これは値下がりしているということですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい、そのとおりです。

○三輪委員

はい、わかりました。それともう一点、先ほど説明のあった第8号櫛田川第一のあゆの部分で、組合員の方も明示はされていないけど、実質上制限があるからとご説明でしたがそういうことですよ。

○水産資源管理課（中瀬主任）

そうです。行使規則としてその時期に禁止することが書いてあればそのまま「○」になるのですが、行使規則に記載がなく、確認させていただいたところ、明文化していないだけであって、組合員のなかでルールを決めて、制限を設けているということを伺っています。

○三輪委員

なるほど、それはだけどおかしいのではないのでしょうか。明文化する必要があるのではないですか。明文化しないで組合員のなかだけでの合意だけでやっているからというのは、おかしいような気がします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

明文化がどこまでということはあるかと思いますが、ご意見として行使規則のなかに記

載するように指導させていただくことはできると思いますので、その旨は伝えさせていただければと思います。

○井上委員

ここの認められた漁具に竿釣があると思いますが、そのなかに「アユイング」などルアーは入っているのですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

あくまでも情報として、行使規則、遊漁規則の竿釣と書かれている項目を更に見ていただくと、友釣という場合と友釣り、毛ばり釣り、餌釣りと書いてある場合と、アユイングも含めてルアー釣りを認めている場合など、包括した状態で竿釣という扱いにしています。「アユイング」ができるかどうかに関しては、基本的に組合員はやっていいけど、遊漁者はルアーはだめとの設定はありませんでしたので、そこに関して細分化はしていません。

○井上委員

私の友達に「アユイング」をしたい人もいます。三重県では行える川が少ないような気がするのですが。

○水産資源管理課（中瀬主任）

規則のなかで完全に禁止と書いてある場合と、書いてなくて組合員と確認を取ってもらいながら決められた区間であるとか、あるいは全域どこでもいいけど他の友釣りの人の迷惑にならないようにやってくださいと言われる場合があったり、いろいろあるので、確認させていただきたいと思います。

○井上委員

よろしくお願いします。

○金岩委員

遊漁者と組合員の負担が、概ね 1.0 倍以下というのは、遊漁者の方が 1.0 倍以下なのですか。それとも組合員が 1.0 倍以下なのですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

遊漁者の方が安いという意味です。

○金岩委員

どれ位は許容されるのですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

明文化されているルールがあるわけではないのですが、遊漁者の負担が漁業者の 1.5 倍を超えなければ、不当には高くないでしょうとの水産庁の指導もあり、そういったなかで

判断させていただいています。

1.5 倍を超えるような事例はほぼなくて、組合員の負担の金額のなかには、行使料や付加金など以外でも組合員が受けて分配するはずであった部分の補助金であるとか、組合員の負担として計算されることとなりますので、実質半分以下とか遊漁者の負担の方がかなり低くなるケースが多いです。

○金岩委員

なるほど。これには直接関係ないのですが、漁協の経営が厳しくなるなかで、組合員の数を増やそうと思った時に、組合員の負担を下げて、遊漁者から組合員になるモチベーションをあげる必要があるのではないかと考えており、その際組合員の負担を遊漁者よりもやはり下げていかないと、なかなか組合員になってくれる人が少ないのかな、少なくとも金銭的負担を減らすことを考えなくてはならないのではと思っていました。

今のお答えでしたら 1.5 倍、逆にいうと 2/3 位にまでになったら許容範囲だと理解してよろしいでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい、そのように考えていただければと思います。あと、組合員の負担の方は、組合員一人ひとりから徴収する料金以外のところも考え方で含んでいますので、組合員のなかでの経営の仕方によっては、組合員の負担だけでも賄う以外の方法をいろいろ考えていただいて、収支のバランスを取っていただければと思います。

○金岩委員

ありがとうございました。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案 2 につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案 2 につきましては、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案 3「奈内共第 29 号及び奈内共第 30 号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 3 の 3 - 1 ページをご覧ください。

議案3につきましては、令和5年11月13日付け、農水振第372号で奈良県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第70条及び同法第171条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明をお願いします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

奈良県からの免許申請書が提出されており、審査する内容については、三重県と同じことになっていますので、資料1の1-5ページが参考になるかと思えます。3-2ページが奈内共第29号及び第30号に関する各組合からの申請状況を取りまとめたものです。第五種共同漁業権における漁業協同組合からの申請をいただいているなかで、漁業法第72条第2項に揚げられる適格性、30日以上水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者の属する世帯数が、それぞれの組合員である者の属する世帯数の2/3以上であるかを確認しているものです。表の中列にその世帯数があり、増殖計画には奈良県が出している増殖指針、かっこ書きで義務放流量と書いてありますが目標増殖量のことです。こちらを満たす組合の増殖計画書が提出され確認がなされていますので、適格性があると判断されています。同じく漁業法第71条第1項第2号の内容に関する漁場計画からの逸脱がないとして、魚種は第29号はあゆ、第30号はこいとふな、あと関係地区や漁場の区域に関して申請書に書いていただき漁場計画からは逸脱していないと認められますし、同項第3号については、一つの河川を三つの漁協が共同申請して使っていただいております、不当な集中に当たるものではないと考えられます。同項第4号については、3-9ページに木津川ダムからの同意書が添付されていますので、適正であると判断されます。

以上をもちまして、奈内共第29号及び第30号の免許申請は適正であると判断しております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案3について、ご審議をお願いします。

何かご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

ないようでしたら、議案3につきまして、異議なしとしてよろしいでしょうか。

○委員  
(異議なし)

○浅尾会長  
全員異議がないようですので、議案3については、異議のない旨答申いたします。  
続きまして、議案4「奈内共第29号及び奈内共第30号に係る漁業権(第五種共同漁業)の一斉切替えに伴う遊漁規則について」を審議いたします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)  
資料4の4-1ページをご覧ください。  
令和5年11月13日付け、農水振第374号で奈良県知事から諮問書が提出されております。漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。  
事務局からは以上です。

○浅尾会長  
それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(中瀬主任)  
4-2ページをご覧ください。先ほどの免許申請のありました3漁協からそれぞれの遊漁規則が提出されています。一点訂正があり、4-8ページの月ヶ瀬漁協からの申請書の添付書類の記載が波多野漁協になっていますが、月ヶ瀬漁協の遊漁規則を出していただいていますのでご了承ください。  
それぞれの遊漁規則について、漁業法第170条第2項に掲げられている遊漁規則に記載すべき事項については、すべて満たされている状況でした。また、行使規則と制限の違いがないことを先方に確認させていただいたところ、制限の違いはなく、遊漁料も今回は据え置き、金額の変更や経営状況が変わって金額を見直すことはなく、漁業法第170条第5項に掲げられる条件に関しては適正であると判断されました。これをもちまして、申請された遊漁規則の内容について、適正であると判断しています。  
説明は以上です。よろしくをお願いします。

○浅尾会長  
それでは、ただいま説明のありました議案4について、ご審議をお願いします。  
何かご意見はございませんか。

○委員  
(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら、議案4につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案4につきましては、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、協議事項1「第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量の事前協議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料5をご覧ください。

5-3ページから5-18ページまで「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」と「目標増殖量に係る増殖実施報告要領」を添付しています。

目標増殖量の算定方法等については、過去の委員会で協議を行い、見直されてきたところですが、一昨年度は増殖調整係数を改正していただきました。

これらをもとに、令和6年度の目標増殖量を算定しました。あゆの目標増殖量については、5-2ページが算定一覧表です。また、あゆ以外については、5-19ページから5-32ページまで漁協別の算定表となっています。

すべての魚種の一覧表が5-1ページになります。漁協別でそれぞれ上段が令和5年度の数量、下段が令和6年度の数量案で、増減のあった箇所の下線を引いています。

あゆについては、名張川漁協が令和5年度450kgから令和6年度750kgに増加、青蓮寺川香落漁協が130kgから100kgに減、宮川漁協が210kgから420kgに増、宮川上流漁協が580kgから430kgに減、大又川飛鳥五郷漁協が460kgから520kgに増となりました。

あゆ以外の魚種においては、櫛田川上流漁協のあまごが増加、桑員河川のあまごなど5漁協の7魚種において減少となりました。

さらに、漁業権免許の切替えに伴い、中村川漁協のにじまずと宮川上流漁協のこい、ふなの計3魚種が廃止となる予定です。

一方、櫛田川第一漁協のうなぎが新規となります。5-26ページのとおり、過去3ケ年の実放流量の平均がないため、漁協の増殖計画数量の10kgをもとに目標増殖量を算定しました。

本日も協議いただいた目標増殖量については、5-4ページの取扱方針の4（目標増殖量の事前協議）により、各漁協に対し数量を示して意見を聴取する予定です。

事務局からは以上です。ご協議よろしくをお願いします。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。

○加治佐委員

5－2 ページの一番右側の放流実績報告がkgで書いてあり、その放流にだいたいいくらかかったのかが、令和4年度あゆの放流費用として書いてあります。これを割り算したら1kgだいたいいくらかかったのかが出てきます。そしたらどこも4,000円/kgから5,000円/kgくらいですが、伊賀川漁協だけが10,000円/kgでした。他の漁協よりも2倍お金がかかったのは、なにか地域の自然状況とか放流のやり方が違うのかという質問がひとつです。

もうひとつは、宮川漁協のあゆの放流費用ですが、令和2年度の10,316千円が令和4年度には、898千円になっています。激変されており、それもなにか地域的な理由とかがあるのであれば、お聞かせ願えたらと思いました。

○事務局（葛西主査）

事務局でも同じような疑問を感じましたので、伊賀川漁協に電話で確認させていただきました。5－2 ページの放流実績報告は、事務局へ提出された目標増殖実施報告書の数字をそのまま書いています。目標増殖量である340kgを超えた時点で、後の報告はしなくて良いと思われていたようで、400kgになっていますが、実際は1,000kgを超える放流をしていると聞きました。今後は放流したすべてを報告していただくようお願いをしました。

宮川漁協につきましては、250kgで報告書が提出されています。令和3年度は2,000kg放流されています。この違いは、令和4年度は稚魚の放流と人工ふ化を平行して進めておられたのですが、災害等の関係でふ化がうまくいかず放流のみになってしまったためと聞いています。

○加治佐委員

この表には人工ふ化のコストは入ってこないのですか。

○浅尾会長

人工ふ化のコストも放流費用のなかに入っていると思います。

○加治佐委員

あゆの放流費用が激変しているので、何かあったのかなということです。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁協から伺っているのは、産卵親魚の確保がそもそもできなかったため、その後水槽に移して採卵するなどの費用が不要になり、放流費用が少なくなったとのこと。

○加治佐委員

わかりました。人工ふ化したらその分の放流量は少なくて済むから、値段が安くて済むということですね。だから人工ふ化の分は、あゆの放流費用に入っていない。別ものなのですね。

○三輪委員

放流のための人工ふ化をするとお金がかかるわけですね。それはこのふ化放流のあゆみの放流費用のなかに入ります。けどこの年は親魚が確保できなくて、人工ふ化、その稚魚を育てることができなかったと。だからその費用がかからなかったのも、全体として安くなったということによろしいですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

はい。

○浅尾会長

はい、そのとおりです。

○加治佐委員

よそから買うものではないのですね。私てっきりその稚魚はよそから買ってくるから、ただそれで済むことかと思っていたのですが、実際そんな単純じゃなくて、自分達で育てる。買って育たなかったらもう中断だから、お金をかけようがなかったということですね。

○三輪委員

それは漁協によって違うはずですが、自分のところでこういう人工ふ化をやられているところもあれば、そういうふ化増殖施設のないところは、もちろん他のところから買ってきて、放流するとなると思います。

○加治佐委員

わかりました。先ほど伊賀川漁協が 10,000 円/kg で高いですねと言いましたが、この宮川漁協は 3,600 円/kg と安くすんでいます。

○浅尾会長

事務局から説明があったように伊賀川漁協は放流実績を 400 kg と報告はしてきていますが、実際はそれ以上に放流しており、kgあたりの単価はもっと下がると思います。

○加治佐委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

伊賀川漁協に報告漏れがあったとのことですので、全体を把握しておく必要があると思いますので、他の漁協も含めて正確に報告していただくよう、事務局から通知していただきたいと思います。

ほかにご意見がなければ協議事項 1 については、今回協議のあったとおりとしてよろしいか。

○委員  
(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、協議事項1については、今回協議された案により、各漁業権者に意見照会することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(内水面)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料6の6-1ページをご覧ください。

令和5年10月20日付け、農林水第24-4194号で三重県農林水産部長から「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(内水面)について」報告がありました。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明していただきます。

○水産資源管理課(中瀬主任)

この報告は、令和2年の漁業法改正以降、毎年1回ずつ、漁業権免許権者から県に報告書をいただいて、それを委員会に報告することになったものです。

6-2ページをご覧ください。各漁協から共同漁業権における資源管理の状況等の報告として資料提出されたものを確認させていただいているものです。詳しくは6-3ページをご覧ください。提出いただいた書類のなかで、増殖の実態や遊漁券の販売状況、行使規則の遵守状況等、カワウ対策や河川清掃等の漁場保全活動等について、どのようなことをされているかの資料を提出いただいているものです。その資料を基に検証をさせていただいた結果、特に問題はありませんでした。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明のありましたことについて、ご意見はありませんか。

○金岩委員

漁具の放置についてお聞きしたいのですが、落ちあゆの刺し網の基盤となる、ポールみたいなものが河川に数年置いてある場合は、漁具を放置していることになるのでしょうか。

○水産資源管理課(中瀬主任)

河川のなかの構造物は、河川管理者に占有許可をとることが必要です。河川の利用について、その地区でどのようなルールがあるのか、わかりかねますので即答はできませんが、

そういったルールに基づいて設置されているものであれば支障はないのではないかと考えられます。

○金岩委員

逆に言うと、それを設置するためには、河川占有許可が得られていなければできないという理解でよろしいですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

河川管理の部局ではないので、どこまでのものに占有許可が必要か不要かというところも即答はしかねますが、基本的にはそのような考え方と理解しています。

○金岩委員

河川によっては、落ちあゆの時期ではない時期にもポールだけ残っているところがあると思います。それが河川占有許可まで取れているかどうかまで把握はしていないのですが、それを確認するには県に、ここにこういうものがあるのですがどうですかと、具体的に聞いたらいいのですか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

河川管理者がどこかによります。一級河川であれば国になりますし、二級河川であれば県になります。それぞれで確認先が変わると思いますので、具体例があるのであれば、それぞれの管理者に聞いていただくしかないと思います。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

それでは、報告事項2「第19回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料7をご覧ください。

100ページ以上にわたる資料ですが、第19回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会が11月15日（水）奈良県奈良市において、Web併用で開催され、浅尾会長と事務局の葛西が現地参加しました。

7-3ページの次第をご覧ください。当委員会の関連した議案のみ説明させていただきます。

5 議事の第1号議案「令和6年度提案項目（案）について」の（3）追加提案項目に当委員会で協議していただき、提案させていただいた魚病対策についての内容が7-56ページにあります。当委員会で協議いただき、提出させていただいたものですが、このまま意見として中日本ブロック協議会から連合会へ報告することとなりました。

また、水産庁及び奈良県内水面漁場管理委員会委員でもある近畿大学の講師の方から情報提供と話題提供がありました。

事務局からは以上です。

#### ○浅尾会長

ただいま説明のありましたことについて、何かご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項3「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（葛西主査）

資料8をご覧ください。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会が10月4日(水)13時30分からWeb方式により開催され、全国で約140名、三重県から金岩委員、水産資源管理課中瀬主任、事務局の葛西が出席しました。

研修内容としては、茨城大学の阿部教授から「ミズワタクチビルケイソウが繁茂する条件を探る」、国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所の中村副部長からは、「内水面の漁協の経営改善と遊漁振興」をテーマに講義をいただきました。内容につきましては、各資料のとおりでした。

事務局からは以上です。

#### ○金岩委員

この研修会に私も参加しましたので報告させていただきます。

資料8をご覧ください。「ミズワタクチビルケイソウ」と「漁協の経営改善」のお話があり、三重県内もミズワタクチビルケイソウを遊漁者の方から見たとの情報があります。ミズワタクチビルケイソウを殺滅する方法などの報告がありました。漁具の管理などが重要であり、冷水病の防疫などにも共通することから、漁協や遊漁者の方々にも啓蒙していただけると良いのではないかと思います。

中村さんからの報告では、組合員を増やさないことには、漁協は成り立たないというところがポイントで、重要なお話がいろいろありましたが、8-22 ページの組合員を規定する採捕のところに、「オオクチバスやコクチバス、ブルーギル、アメリカナマズ、ブラウントラウト、レイクトラウトなどの外来魚の駆除も含まれる」と記されており、こういう外来魚の駆除作業を行っている人も他の要件もありますけど、操業日数要件等に駆除作業も入れることができますので、そういった方々も組合員に誘える、対象になるといった勧誘の仕方を各漁協の方々にまず知らせて、そういう人がいるなら組合員にどうでしょうかといった勧誘の仕方をしたらいかがかとお話を聞きましたので、もし一般的に知られていないようであれば、漁協の方々にも共有したらいかがではないかと思います。

以上です。

○浅尾会長

ありがとうございました。今ご意見をいただきましたが、ミズワタクチビルケイソウの注意喚起、啓蒙、それと組合員についてをどのような形で組合に示せるかを含めまして、今後考えていきたいと思えます。

○金岩委員

よろしくお願ひします。

○浅尾会長

ただいま説明のありましたことについて、何かご意見はありませんか。

それでは、その他事項（1）「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱要領について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

9月22日に開催された、前回委員会の議案1「うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について」の審議において、ご意見等をいただいた件につきまして、水産資源管理課から説明をしていただきます。

○水産資源管理課（田代技師）

9月22日の委員会でご意見のありました3点についてご説明します。

まず1点目、申請の時点で、事前にどの辺りを根拠地として、うなぎ稚魚の採捕をするのか申告させてはいかがでしょうか。という意見に対して、今年度より漁業許可の申請書のなかに、漁業根拠地という欄を設けまして、特に従事者が集まりやすい箇所や採捕量の多い地区を記載させることとしました。この内容をもって許可証を交付する時に取締関係機関にも事前に共有して、密漁の監視や違反者の見回りの際に活用していただきたいと思えます。

2点目は、採捕報告書のなかに獲った日付や場所を記載させる欄を設けてはいかがでしょうか。という内容でした。これに対して獲った日については、これまでも報告させることとしています。場所については、これまで県内3,000人ほどに採捕報告を求めているのですが、各個人からどこでいつ獲ったということを報告させてこなかったこともあり、今年からいきなり場所まで厳密に記載させるのは許可を受けている者の側から厳しいとの意見がありましたので、段階を踏んで県からそのような報告を求めることがあるとする周知から始め、次年度以降の許可の際に報告書のなかに設けられないか検討していこうと思えます。

3点目の県が採捕量の上限を設けることがあるという規定をする必要はないのですかとこの質問に対しては、国から県が科学的な根拠等がなく採捕量の上限を実際に獲れている量よりも低く設定することによって、採捕者からの過少報告につながってはいけないので、県が採捕量の上限を設定するのはあまり適切でないとの指導を受けており、当県としては県が直接上限を定めることはせず、あくまで国の養鰻業者の池入れ割当量を満たした時点で採捕は終了する取扱いにしたいと思えます。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○加治佐委員

うなぎに専門ではない者もいますので、資料として配ってくださるようお願いします。

○金岩委員

3番目の件ですが、養鰻業者はどこからどこに入るかという報告義務が付くようになるのですよね。そうすると漁獲量の制限を加えたからといって、虚偽報告が多く起こりうる可能性は当然あると思いますけど、それがおきた時にその虚偽報告をした分の増加分はどこへいくのかを想定しているのですか。

要は報告漏れをした時に、それは結局売らないとお金にならないわけですけど、それを売ったら養鰻業者の購入のところでわかるのではないかと思います。獲ったはずのものよりもたくさん売っていることになりませんか。

○水産資源管理課（田代技師）

報告されなかった分がどこに流れているのかを、私達が追えていないので、それを未然に防ぐために、そういうことが起こりうることはないように、という意味合いも含まれています。

○金岩委員

おっしゃっていることはわかりますが、例えば、TACで漁獲量制限をするときも、基本的には漁協の市場を通して虚偽報告はないと考えてやっているわけですよね。漁獲制限を設けると虚偽報告が増えるので漁獲制限をしないというのは、それは理屈として成り立っていないと思います。

国もそうですし、県でやっていないかもしれないですが、総漁獲量制限を行っているケースも当然あるわけです。虚偽報告が多くなるからそれはやらないとの理屈は成り立っていないから、海面漁業でも総漁獲量制限が資源管理の一環として取り入れられているのではないのでしょうか。

○水産資源管理課（田代技師）

ご指摘いただいていることも重々承知しており理解できるのですが、これまで県で採捕量の制限を設けていた量を超えるほど採捕することが実際にはほとんどなく、県でこれまで基準にして設けていた上限を、これ以上設定し続ける必要はないと判断しました。

○金岩委員

今までそれはそのように考えられていたから、特別採捕の枠内でできていましたが、時代の変化があり、システムも変わったので今回協議しているわけですよね。

そしたら今後として、当然うなぎの資源量の状態如何によっては、そのような制限も当然起こりうるのではないかと思います。ただそれが国単位で行うので県単位で行わないようにとのことであるのなら、資源としては1系群と考えられますから、それは理解できないでもないですけど、虚偽報告が起こるからというのは理屈としては成り立っていないと思います。

○浅尾会長

はい、そういうご意見ということでよろしいですね。

ほかに何かご意見はございませんか。

続きまして、事務局からお願いします。

○事務局（葛西主査）

和歌山県の免許のあゆのg数についてご意見いただいたことについて、水産資源管理課から説明をしていただきます。

○浅尾会長

はい、それでは説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

前回和歌山県の免許申請をいただいた時に、和歌山県で設定されている目標増殖量の記載について平均3g以上と書かれており、これは過少ではないかのご意見をいただいていた件について、和歌山県の内水面委員会に確認をさせていただきました。

和歌山県としては、だいたい平均8g位で放流されているなかで、一番小さくても3gが限度ですと、最低限の3gということを書き方を平均体重3g以上という書き方をしており、上限を設けてないというだけのことです。とのことでした。

以上です。

○浅尾会長

今の説明で何かご意見はございませんか。

○金岩委員

そういう意図であることは、最低限と書かれていますのでわかります。ただそれ以外の数字が書かれていないので、放流した時に3g換算しても構わないと取られかねないかの懸念です。尾数で目標増殖量を設定しているにもかかわらず、そこに書いてある最低限3gで考えてくださいと言うようにも読み取れる文面があると、放流量自体は重さ換算ですので、そうすると過大な放流尾数に取り扱われるようになるのではないかと思います。そういう懸念があるのであるならば、実質何gなのかというところも踏まえた形でご記述いただけないかとの意見です。

○水産資源管理課（中瀬主任）

目標増殖量の確認に関しましては、伝票で何gの魚を何匹買いましたということが出ていますので、目標増殖量の捉え方として最低3g以上という書き方はしてもらっていますが、これで計算をなさいと指導をされているわけではありません。実態はそれぞれの種苗を入手した時のg数で尾数換算をしていますので、記述に関しては特に問題ないと思われれます。

○金岩委員

各漁協単位での実質の放流g数は公表されている情報ではないので、もちろん和歌山県自体がそれで把握できるのは承知しているのですが、その外部的に例えば私の立場で見ている時に、実際どうなっているのかわからないし、そのように利用していないのであればわざわざ3gと書く必要がないのではないかと思います。あそこに3gと書いてあるのはそういう意味ですか。という意見ではなくて、そのように書かれることによって誤解を生むので、あの記述を変えていただきたいとの意見を、伝えていただきたいなと思ったわけです。

○浅尾会長

和歌山県内水面漁場管理委員会に意見を言うというのはどうでしょうか。それは越権になるのではないのでしょうか。

○金岩委員

三重県と和歌山県が共同で使っている区域があって、そのなかで目標増殖量や実際の放流量などの実態把握を行いたいと思っています。そのなかで3gという記述があると、その値が独り歩きする可能性があり、それが実態を表しているものでないのであれば、そもそも3gと書いておく必要性を問いたいということと、可能であるならば、実際何gのものがどれ位放流されているのかを公表していただければありがたいと思います。

それが県を通して言うべきような内容ではないとの委員会のご判断でしたら、個人的に聞いてみる形にします。

○事務局（葛西主査）

委員会としては、和歌山県の免許についての諮問に対して、異議のない旨を答申しています。ただ、金岩委員が言われたように、この委員会のなかでこのような意見が出ていますということは、今後和歌山県の担当者ともお会いする機会があると思いますので、事務局から伝えさせていただきます。

○金岩委員

ありがとうございます。私としても情報収集はしたいと思います。

○浅尾会長

各漁協の放流実態の総量の把握について、金岩委員からなにか意見があるように聞かせていただいています。よかったら今少し説明していただいたらと思います。

○金岩委員

先ほどの伊賀川漁協の放流実績の話にも係わるのですが、放流実績というのは実際にその川に放流された放流量が報告されているのだと思っていましたが、実際はそうではなくて、目標増殖量に達しているかどうかの確認の報告になっています。

委員会としては、放流の実態把握自体も目標増殖量を超えているかどうか以外の情報として重要なことであると思いますので、きちんと放流の総量を放流実績として報告していただきたく各漁協にお伝えいただければと考えていましたが、先ほどそのようにお伝えいただけるとお聞きしましたので、新たに意見する必要はないかと思います。

○浅尾会長

わかりました。それでは、その他事項（２）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回の委員会につきましては、令和6年1月下旬から2月上旬頃、時間は午前10時から、場所は内水面漁場管理委員会委員室です。

議題（案）・第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量について

- ・小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））の制限措置等の一部改正について

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

これもちまして、委員会を閉会いたします。